

## 農政産業観光委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成24年8月6日(月)

2 出席委員(9名)

委員長 白壁 賢一

副委員長 望月 利樹

委員 高野 剛 浅川 力三 棚本 邦由 齋藤 公夫

森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一

欠席委員 安本 美紀

3 調査先及び調査内容

### (1)【財団法人 山梨県農業振興公社】

○調査内容(主な質疑)

J A会館5階交流室Bにおいて、財団法人 山梨県農業振興公社の概要説明・質疑を行った後、株式会社ハーベジファームの現地調査を行った。

問) 前回の委員会の質疑と若干重なる部分があるかもしれないがお許し願いたい。まず、1点目として、耕作放棄地を活用した農業参入推進事業の業務を受託しているが、現在の取り組み状況について伺いたい。

答) 耕作放棄地を活用した農業参入推進事業については、平成22年度から業務を開始している。平成22年度については、先ほど、説明したとおり笹場地区で実施している。平成23年度については、3地区において実施しており、受託費が57,330,000円である。北杜市明野町の机地区では、耕作放棄地の解消面積が11ヘクタールとなっており、参入企業はイオンアグリ創造株式会社である。北杜市小淵沢町笹場地区では、解消面積が2ヘクタールとなっており、参入企業は農業生産法人 株式会社TVファームである。もう1カ所は忍野村忍野地区であり、解消面積は1.8ヘクタールとなっており、参入企業は有限会社モンテローザファームとなっている。

なお、23年から24年の継続事業として、受託費が56,070,000円の耕作放棄地再生企業農業参入推進事業がある。実施地区については、北杜市明野町機の2工区で、解消面積が8.5ヘクタール。参入企業はイオンアグリ創造株式会社である。また、23年から24年の継続事業として、耕作放棄地活用醸造用ブドウ栽培支援事業がある。受託費が58,338,000円である。場所は北杜市白州町上教来石地区ほか1地区で現在、実施している。

問) 耕作放棄地を解消するために、今後は、農業生産法人を中心に事業を進めていくのか。専業農業者等の個人の農業者については、あまり対象と考えていないのか。

答) 今回の事業は、県からの企業参入の委託事業であったため、貸し方の相手側は企業となっている。

問) 企業参入のための大きな面積の貸し借りは非常に難しいと思う。参入企業の負担金はどのように扱われているのか。

答) 先ほどの企業参入の委託事業については、現在、国の緊急雇用の予算で行っており、企業側の負担はゼロである。一方、それだけでは企業が参入できる農地とはならないため、その後さまざまな事業を行っている。国補事業の場合では、企業の負担が1割であったり、県単独事業の場合は、5割から3割の負担をお願いしている。

問) 国の緊急雇用の予算は、以前、打ち切りとなると聞いたが、今年も継続的に続いているのか。

答) 国の緊急雇用創出事業については、現在、平成23年度まで予算化されており、債務負担を行うことで、実質的には平成24年度まで予算が確保されている。今後については、国の動向であるため不明であるが、この事業は、耕作放棄地対策や山梨県農業の推進に非常に重要でかつ有効であるため、全国知事会をとおして引き続き行えるよう要望している。

それから、7月31日に閣議決定された日本再生戦略の中にも地域の中心的な経営体への農地集積や多様な形態による農地の有効利用の促進が強くうたわれていることもあり、今後国も国の施策を積極的に取り入れ、予算確保に努め、農地集積や担い手育成、企業の農業参入等を強力に推進していきたい。

問) 平成24年度までは大丈夫とのことだが、荒廃した農地を活用するには、借り手にも相当の経費負担が生じると思う。例えば、国の事業が平成24年度で打ち切られた場合は、次年度どのようにすることを考えているのか。

答) まず、第1に国に対して次年度以降も行えるよう強く要望していく。今の事業は国が100%の事業となっているが、国庫補助が50%の耕作放棄地への緊急対策交付金事業を有効に使い、その他さまざまな事業を組み合わせることも考えられるが、基本は、国に対してこの事業が継続されるよう要望していく。

問) 国は景気が回復すれば事業を行わないと私は思っている。山梨県は遊休農地率がワースト1位とか2位と言われている県であるため、県単独でも思い切って予算を付けて取り組まなければ、解消につながらないと考えるが、今後の取り組みについてどのように考えているのか。

答) 国の動向について、アンテナを高くし、なるべく予算化を図りつつ事業に取り組んでいきたい。

問) 次に担い手育成対策事業について伺う。新規就農者と担い手事業者の支援と指導農業士及び青年農業士の支援の内容について、具体的に伺いたい。

答) 指導農業士及び青年農業士の支援は、農業振興公社の担い手育成事業で行っており、平成23年度は、新規就農者と担い手農業者の育成支援や新規就農希望者等への相談活動を行っている指導農業士会、青年農業士会に対し、これらの活動支援として、それぞれ50,000円の助成を行っている。

また、新規就農者への支援については、農業振興公社において電話相談や就農相談会など相談業務を行っている。

具体的にお金を交付しているわけではないが、新規就農希望者等の広域的な就農支援体制を図るため、県や市町村、農業団体、生産法人などで、就農支援促進会議を開催し、情報交換や意識統一をしながら連携した支援が行えるようにしている。

担い手の関係については、農地集積を一層促進するため、農地集積については本年度新設した農地集積アドバイザーを中心に関係機関と連携しながら、農地利用集積円滑化団体連携企画会議を開催し、担い手の育成支援を行っている。

問) 現在の指導農業士及び青年農業士の人数はどのくらいか。

答) 指導農業士及び青年農業士の人数であるが、現在、山梨県内の指導農業士は86名。青年農業士は34名である。

問) 指導農業士や青年農業士は地域のモデル経営となっており、その人たちは地域を牽引していく役割を担っている。その人たちがモデル的な取り組みを行わなければ、後に続く人がでてこないと思う。そのため、もっと力を入れた取り組みが必要と考えるが、所見を伺う。

答) 指導農業士や青年農業士は地域の農業者のハブになる方たちであり、精力的な人たちだと考えている。国及び県では今年度から「人・農地プラン」という制度をつくった。「人・農地プラン」は、地域のハブになる農業者を地域が選び、その人達に農地を重点的に集積していく取り組みとなっている。そのため、指導農業士や青年農業士も地域の中核的農家との位置付けがされ、農業を辞めたいと思っている農家の農地を集積して、地域が中核的農家を支える形、また、中核的農家に牽引役になってもらう取り組みを始めたところである。

問) 山梨県の農業専従者のモデル的な年間所得を県は持っていると思う。例えば、稲作であれば北海道では20ヘクタール、山梨県などでは5ヘクタール。そういうイメージがあると思う。それから、果樹農家であれば、経営面積で桃であればどれくらいブドウであればどれく

らい、売り上げが例えば1千万円とか1千5百万円とか、1つの目標があると思う。それらの指数を教えてもらいたい。

答) 山梨県での認定農業者の経営指標として果樹、水田ごとに定めており、中核的な農家になる方のモデルであるが、県では5年後の目標として、所得で550万円の自活できる農家を県の指標としている。

問) 青年農業士と指導農業士はおそらく、年齢的な限界があり、青年農業士は何歳まで、指導農業士は何歳までと決められていると思うが、青年農業士に認定された人は基本的に何年の資格が与えられるのか。また、指導農業士は何年の資格が与えられるのか。その点を教えていただきたい。

答) 指導農業士は60歳まで。青年農業士は40歳までとなっている。

問) もう1点聞きたいのは、指導農業士が86人、青年農業士が34人いるとのことだが、この制度を制定したときから、この数というのはどのようになっているのか。おそらく、地域の改良普及員などが経営状態を参考にしながら認定していると思うが、要件が認定資格の基準に当てはまれば人数の上限なく認定を行うのか。

答) 基本的には要件が当てはまれば、人数に対する定員は設けていない。

問) 今の山梨県の農業をこれからさらに発展的に推進していくためには、指導農業士や青年農業士がもっとふえなければ牽引的な役割を果たせないと思っている。数が減っていくということは、山梨県の農業は足踏みをし、将来的には先細りになることを意味すると思っている。本来ならば、指導農業士や青年農業士をしっかり支援し、この人達が山梨県の農業を牽引していくという位置付けが必要と考える。

また、指導農業士や青年農業士を認定する資格の中には、指導者として地域の農業のために働くという一定の基準があると思う。ただ認定するだけでなく、その基準がしっかり生かされているのか、その人たちが地域で役割を果たしているかをどのように把握しているのか伺いたい。

答) 青年農業士と指導農業士は、現在、多くの方が県のアグリマスターや多くの役職などに就いていただき、特に新規就農者に対する指導等を強力に進めてもらっている。定量的な把握はしていないが、多くの方が地域の農業の核となって取り組んでいることは承知している。

問) 同じようなことを繰り返すようだが、県が認定したからには、この人たちの活動を県がしっかり把握することが必要だと思う。この人たちが地域でどういう経営をし、どういう指導を行っているのかを把握し、時にはそういう人たちを中心とした山梨県の農業がこうあるべきだという、年に1回くらいの講演会を開催したり、農業祭りでは、ただ品物を売るだけで

なく、そういう人たちを中心に意見や発表をしてもらうような機会が必要だと思う。そうでなければ、新規就農者も後に続かないと考える。このことについて、どのように考えるのか伺いたい。

答) 委員の意見については、貴重な意見としてお伺いしたい。

問) しっかりやっていただきたい。次に、就農支援センター事業について伺う。就農相談会を県内・県外で13回行い、相談件数323件など新規就農者の相談業務を行っているようだが、その後の相談者の就農状況はどうか。数字を教えてください。

答) 平成23年度の相談数については、質問のとおりとなっているが、平成23年度の相談者の就農状況については十分な調査が終わっていないため、平成22年度について答えさせていただく。平成22年度については、全体で306件の相談を受けた。県内全体での新規就農者は185名いたが、その内、公社の相談窓口を訪れた人が37人おり、30人が自営で7人が農業生産法人等に就職している。

問) 就農相談というのは、特に山梨県の場合、遊休農地が年々ふえていくことを考えれば、積極的に新規参入者の数をふやしていかなければ、補うことができないと思う。もっと積極的に就農した人たちの追跡調査を行うべきである。問題は、参入しても、資金繰りやいろいろな面で行き詰まる人が多いことだ。そう言うことに対して上手く支援をしなければ長続きしない。平成22年度であるため、その後の調査といっても具体的には分からないと思うが、その後の支援をどのようにしていくのか伺う。

答) 新規就農者の方への融資等の支援策があるため、それらの情報を提供するなどにより支援したいと思っている。

問) 先ほどの齋藤委員の質問と重なるところがあるが、土地改良事業等に関する設計・積算等業務の受託事業及び耕作放棄地を活用した企業の農業参入推進事業に関する受託事業の具体的な業務内容を地区名と件数だけでなく詳しく伺いたい。

答) 土地改良事業等に関する設計・積算等業務の具体的な業務内容についてであるが、平成23年度については、農務事務所等から中山間地域総合整備事業等の公共事業、3事業の業務積算を受託している。地区は茅ヶ岳北西部地区外9地区となっている。事業の内容は、集落排水工事、水路工事、農道工事、鳥獣害防止柵設置工事等の工事費の積算業務を受託している。耕作放棄地の関係については、県から平成23年度は、北杜市明野町机地区、小淵沢町笹尾地区、忍野村忍野地区の3地区について、耕作放棄地を解消し、活用するために、具体的な業務内容としては、土地所有者や抵当権の権利関係等を調査し、賃貸契約を円滑に進めるための基礎資料を作成する事前調査、もう1つは、土地の境界測量を行い、事業関係範囲を明確にする測量調査、もう1点は、雑草の刈り払い、雑木の伐採や抜根、あるいは、整地、

耕起などを行い、耕作放棄地を再生整備する事業である。

問) 先ほどの説明で笹場地区の説明があったが、笹場地区に関しては鳥獣被害等もあり、この事業を行うことでこの解消にもなったと思われるが、笹場地区を事業対象に選定した理由を教えてください。

答) 笹場地区を選定した理由は、第1に、以前から行政と地元の代表者を含め、この地区の耕作放棄地を解消して、有効に使いたいという考えがあった。ところが、具体的な利用者がいなかったため、事業を行ったが、すぐに耕作放棄されてしまった。もう1点としては、新たな農業の担い手として、県としては企業の農業参入を柱として取り組んでおり、参入したい企業等との情報交換をしたところ、参入したい企業があった。この2つの要件が一致したことにより、笹場が選定された。

問) 契約期間が8年8カ月程と中途半端な契約期間となっているが、どうしてこのような契約期間となったのか。また、参入企業が途中で廃業等があった場合は、県としてどのようにするのか教えてください。

答) 契約期間は基本は10年と5年となっているが、既に公社が借りている期間がある。企業へ貸し付けたのが今年の4月1日からとなり、その前年は使用貸借として、企業が使っているが、お金を払わずに試験栽培として使用していた。

参入企業が途中で撤退した場合については、境界測量経費を参入企業が支払う契約となっている。

問) 土地の使用料としては、所有者に10アール当たり5千円と記載されているが、農業生産法人から支払われる使用料はいくらなのか。この事業は農業生産法人への投資とも思われるが、投資額を回収するには期間が長すぎるという点と実質的には回収できないと思う。このような経済的な観点もあるが、この事業に対する評価をどのように考えているのか。

答) 公社から所有者に支払う使用料も企業から公社に支払う使用料も10アールあたり5千円となっているが、その1%が手数料として公社に入る仕組みとなっている。

この事業の評価については、公社が行った事業分については、基本的には個人の負担はないわけですが、それ以外の部分については、約1割の個人負担をもらっている。いずれにしても、地元の地権者からは事業費をもらっていないことから、外部の第三者の力を借りて、耕作放棄地が優良農地として活用されることに対して、県として高く評価している。

問) ぜひ、しっかりと地域の農業を守っていただきたい。

最後に、農地利用円滑化事業の市川三郷町で実施した内容について、具体的に教えてください。

答) 市川三郷町については、平成22年度から公社活動が農地利用集積円滑化団体に承認されており、事業を実施している。現在行っているのは、市町村推進事業業務で、事業の普及啓発、契約のための調査や契約業務を行っている。農地所有者代理事業がメインとなるが、受けた農地が平成22年度20件、平成23年度3件、合計して33,080平方メートルを規模縮小農家等から白紙委任により借り受け、貸付が24件、合計して33,080平方メートルを個人5人と農業生産法人1法人に貸付けている。契約期間としては、5年と6年のものがある。

※説明・質疑の後、株式会社ハーベジファームの現地調査を行った。



## (2)【公益財団法人 やまなし産業支援機構】

### ○調査内容（主な質疑）

アイメッセ山梨3階小会議室において、公益財団法人 やまなし産業支援機構の概要説明・質疑を行った後、藤精機株式会社の現地調査を行った。

問) おつかれさまです。ただいま、添付する資料を拝見し、また、今、理事長の説明も伺った。あらためて、事業が多岐にわたるとの認識を持ったが、機構の前身の時から、いろいろな部分で私の友人達の面倒を見てもらっている。そのような関係でいつも注視していたわけだが、特に、中小企業は経済の浮き沈みに非常に影響されることから、まさしく中小企業の最後の砦または、駆け込み寺のような機能を果たしてもらっているし、その役目もますます重要となってきた。こういう認識の中から何点か伺う。

まず、資料を拝見すると、昨年度は理事会、評議会とも年4回開催されているが、福祉法人もそうであるが、従来よりも理事会にも意見集約などの責任が課せられてきている。そういう中で、適切に事業の管理を行ってもらうためには、年度当初、年度末に予算あるいは決算状況を行うのは当然のことであるが、拝見すると、その他、中間で2度ほど開催し、年間で4回ほど開催されているが、これは適切な時期に開催されているだろうと思っている。冒頭話したとおり、理事会、評議会の開催が、今、非常に重要視されてきているが、あらためて、この開催状況の内容と理事会、評議会が出された意見等は、業務執行に直接、どのように反映されているのか伺う。

答) 理事会、評議会の開催状況であるが、御指摘のとおり、年4回開催している。主な内容としては、決算、事業報告、事業計画、収支予算というものが柱となるが、理事会、評議会ごとに、相当たくさん御意見を理事、評議員の皆様からいただいている。平成23年度を例にすると、中小企業は今、事業再編が非常に重要となっている。その事業再編、M&Aや合併、買収を含めての質問があったり、震災の影響等もあり、若干、設備貸与の伸びがなかったことから、それについてどのようにするかとの質問があった。また、例えば、貴金属の事業者の方から海外展開をしたいがどのようにすればよいかとの質問をたくさんいただく。今、申し上げた例で言うと、中小企業の事業再編の場合、これからもっと重要になってくると思われるため、この4月から事業承継相談窓口というものをやまなし産業支援機構に設けている。これは、国の制度を活用して、中小企業者が、事業承継をする場合に相談や指導、助言を行う事業である。それから、設備貸与事業についても使い勝手を良く、あるいは、中小企業者の毎年の資金繰りが良くなるように、設備貸与事業を使った好事例をサポートネットという情報誌に掲載したり、県に年間の貸与総額の限度を上げてもらうお願いをしたところ、平成24年4月からは、限度額を引き上げてもらっている。先ほど、理事長が説明したパンフレットについてであるが、作成する直接のきっかけとなったのは、貴金属事業者から海外展開の支援策がわかりづらいとの指摘があったため、このような冊子を作成した。

また、理事会、評議会の場合だけでなく、その時々において、理事、評議員から意見をいただき、施策事業に反映していきたいと今後も思っている。

問) 今、このパンフレットを拝見して、確かに私どももその都度、必要に応じて資料をもらいに来ていたとの経緯もある。今までもいろいろな資料があったが、このパンフレットはわかりやすく構成されている。このパンフレットは理事会、評議会からの意見等を反映させたものとの話も、今、始めて伺った。理事、評議員の方を拝見すると、いろいろな分野から選出された理事、評議員になっていることから、そういう意味で、ここで出された意見が的確に反映されていることは良かったが、理事会、評議会の意見を受けた後、やまなし産業支援機構において意見を反映させる組織体制というようなものはあるのか。

答) やまなし産業支援機構では、定例的に部長と課長がいろいろな要望を受け止めて、施策にどのように反映させていくかとの会議を月に2回行っている。そういった中で、その対応策を検討している。

問) わかりました。質問を移りたいと思いますが、その前に、理事会などの意見聴取を具体化する組織が月2回定例的にあるとのことであり、少し安心したが、非常に厳しい経済状況であるため、これからも意見反映に努めていっていただきたい。

次に、いろいろな資料や話を伺うと中小企業サポート事業等、本当に多くの県からの受託事業が多岐にわたっているように見受けられる。事業を実施するに当たり、委託側と受託側の意思疎通が図られて初めて、事業の円滑な推進が図られると思っているが、県とどのような連携、あるいは調整を図りながら事業を実施しているのか伺う。

答) 県の産業支援課からやまなし産業支援機構に多くの事業を委託あるいは補助金という形をお願いしているところである。そのような中で棚本委員がお尋ねのサポート事業等についてであるが、サポート事業について興水理事長から説明した資料の5頁を御覧いただきたい。中小企業経営革新をきめ細かに支援ということで、これが産業支援課がやまなし産業支援機構に委託している大きな事業の1つである。この事業ではだいたい月に1度サポート連携拠点会議を開催している。この会議において、企画の段階から県が参画しており、支援の個別の案件などについて協議を行い、やまなし産業支援機構との連携を図っている。

ハンズオン支援と資料にあるが、ハンズオン支援とは資料に顔写真がある専門家を専門家チームとして派遣するものである。それから、こういった事業の成果を販路拡大に繋げるイベントを行っている。新宿の西口で甲斐の国マルシェというものを昨年から行っているが、こういったイベントにおいては、県庁の農政部と観光部との調整も図って、必要に応じて職員の派遣など支援を行い、共同してマルシェの実施をしている。

さらに今年度は、産業振興ビジョン支援機関ネットワーク会議を県庁の中に設け、全庁的な情報交換、連絡調整を行う場を充実したところである。より効果的な支援を実施して

いきたいと考えている。

問) サポート事業の関係を課長から伺った。非常に多岐にわたっているが事業推進の流れの中で、サポート事業を例に挙げたが、他の細かい事業についても毎月連携を図りながら、包括的に例えば四半期に1度とか、県からの委託、受託側の包括的に行うシステムはあるのか。

答) 経営革新サポート事業を毎月、会議を開くことになっているので、これには積極的に関わっている。その他の事業については、定期的に関与する仕組みにはなっていないことが多いが、必要に応じて、事業の開始時、中間時、終了時等については、やまなし産業支援機構と協議を行っている。

問) わかりました。あまり定期的ないろいろな会議に出席してばかりだと、事業執行に当たって県の負担も膨大になると思うわけだが、もし、推進していく中で過重にならない程度で、例えば、四半期でなくとも半期に1度でも、年度中間くらいで事業が円滑に進められているのかを確認する会議などを委託側と受託側で設ければ良いと思う。これが円滑に行われていなければ大変なことだが、円滑に行われているとのことである。もし、心配な部分がある場合は、半年に1度でも会議を行い、大きな見直しが必要かと思う。

次の質問に移る。申し上げるまでもなく、機構の収入は補助金等の収入が主となっている。これは、やまなし産業支援機構の性格上、補助金等が収入源となっていることに、何ら異存はない。このような中で、資料にもあるが、平成23年度の出資法人経営評価結果概要の中に「人件費総額を抑制する手法の検討も求められる」との所見が記載されているが、これについて平成23年度は、どのような対応をしたのか伺う。

答) 今、質問のあった平成23年度の出資法人経営評価結果概要の所見の中に、「職員の高齢化が進み組織体制の硬直化や人件費の増加が想定されることから、人件費総額を抑制する手法の検討も求められる。」との指摘を受けているところである。やまなし産業支援機構においては、平成24年4月1日現在の40歳以上の職員が18人中12人となっており、相当、高齢化が進み、組織体制の硬直化や人件費の増加が進んでいる状況である。このため、やまなし産業支援機構の職員の給与体系については、県の行政職給料表を適用しているが、採用時の初任給の号給を県より4号給低くしており、上限も6級に抑制している。さらに平成18年からは独自に職員給与の5%カットを実施しており、今回の指摘を受け、平成23年度以降、県職員の給与カットが終了した後も継続して実施し、人件費総額の抑制に努めている。

問) 限られた時間であるためこれで終了したいと思うが、関連してもう1点だけ。所見に記載があったので質問を行ったが、これ以上の数字を出して欲しいということは、軽々に言えることではないと思いますし、俸給の問題も今伺ったら、相当の努力をされている様

子がわかった。

やまなし産業支援機構の収入が補助金が主となっているということは、冒頭話したとおり、これはこれで仕方のないことであるが、補助金が収入源となっている以上、最大抑制を行っているようであるが、これからも中小企業も人件費には苦しんでいるので、そこだけは理解いただく中で、協力いただきたいと思うが、あらためてそこだけ所見を伺って質問を終わりたいと思う。

答) やまなし産業支援機構の組織事業効率化の観点で、出資法人の見直しについて、組織体制の見直しを行っている。その中で、経営計画ということで計画的に経営改善につながるさまざまな組織体制の見直しや業務の合理化、効率化等の見直しをすすめている。また、これは平成24年度までとなっているため、来年度以降あらたな計画によって、効率的な経営を進めていきたいと思っている。

問) 大きく2点の項目について伺う。まず1点目として、経営革新・新分野進出の支援ということで、公共事業が毎年5%ずつ削減されていると言われている。そのため、公共事業に携わる業者は必然的に大変、厳しい経営状態に立たされており、あらたな事業に進出したいと考える企業が数ある状況と聞いている。経営革新というのは必須の条件であるが、あらたな事業展開を図ろうという事業者の経営診断も行っているとのことだが、その経営診断では何を重点的に見ているのか。また、どういう形で経営診断の判断をして、あらたな事業につなげているのか伺う。

答) 当機構では、県内建設業者のあらたな事業分野への進出や業態転換に向けて、県土整備部から平成20年度から建設業新分野進出支援緊急強化学業費補助金という事業の一部を受託している。その受託内容であるが、申請事業者に対する事前の経営診断調査。その補助対象となった事業者への指導、助言、フォローアップ。それに引き続いての専門家による経営指導。この3本柱が受託事業になっている。ただ今、質問のあった経営診断等の現状についてであるが、まず、1点、現状はどうかということをお話しすると、農業分野あるいは介護関係への進出意欲が非常に高い。そういった中で、例えば農業のケースでどういったことが問題になるかということ、農業に進出した後の、販売先、販路の確保という点が一番難しいとの課題をよく聞く。それから介護の分野では、施設の運営、人材開発や人材管理のノウハウ、サービスの提供などについて課題が多くあり、また、介護の分野自体が全く新しい分野であり、いろいろな基準をどのようにクリアしていくのかといった点の悩みをよく聞く。受託している経営診断の中では、補助事業者が補助事業を申請する際に、そういった問題をどのように解決すればよいかとの視点から、機構にいる中小企業診断士が企業と一緒に経営診断を行い、その結果を補助金申請書に添付する。その後、審査会の中で審査され、補助金が決定されていく流れとなっている。

問) そこで、まったく新たな事業分野へ進出していくことになっていくと思うが、経営診

断してもらった後に、例えば、農業分野あるいは介護分野へ進出したいとの判断は、事業者が経営診断後に行うと思う。その時、例えば、農業分野に進出したいと思ったとしても、事業者はゼロからスタートする立場なので、相当しっかりした裏付けや将来展望などを指導していかなければ、経営者は非常に厳しい状況に立たされると思う。農業分野に進出した場合、その後の支援はどういうかたちで行っているのか伺う。

答) 受託している事業は、2つに分かれていて、スタートアップ型という事業と事業立ち上げ型がある。スタートアップ型はこれからどこへ参入していけばいいのだろうと悩んでいる企業に対してプランを磨き上げる事業である。そこで方向性が固まると事業立ち上げ型に入っていく、設備投資や人をどのようにするのかといったことを、先ほどの経営診断の中で助言等を行っていくことになる。事業が行われれば、質問の中でも出てきた中小企業サポート連携拠点会議につなぎ、資金支援やマーケティング支援などを行っていくことになると思われる。

問) 新たな分野に進出しようとするには、相当の決断が必要であると思われる。一番大事なことはやっぱり、新たな事業に進出するには資金的な支援が非常に大切だと考える。新たなスタートということは、設備などもゼロから始めるわけなので、支援をしっかりやってもらいたい。

今までの現状と今後の取り組み内容について伺う。

答) 県内建設事業者は非常に厳しい現状に置かれていることは、認識している。したがって、金融支援からサービスの開発、マーケティングまでの支援を行うことを考えているが、受託事業の目的や主旨に沿うよう、委託先の県土整備部とよく話し合いながら適切な診断、助言等をしていきたいと考えている。

問) 建設業界が将来生き残るのは、今の3分の1程度で十分でないかとも言われている。この分野は今後も大事な分野であるため、しっかりとした取り組みをお願いしたい。そこで、新分野進出のための相談がどれくらいあったのか。また、今後、どの程度の事業者が出てくると考えているのか伺う。

答) 当機構で支援した案件の数は、事業立ち上げ型を把握しており、平成20年度7社、平成21年度12社、平成22年度21社、平成23年度12社となっており、この4年間で合計52社の支援を行った状況となっている。これからの動向についてであるが、把握が難しく、県土整備部と情報交換をしている中では、社会経済情勢に影響される部分が非常に大きいと、何とも言えないところであるが、建設業の過剰供給構造が続くことが考えられるため、今後とも新分野進出を促進していきたいと聞いているので、その方向で機構でも支援を行っていきたいと考えている。

問) 新事業の創出支援ということで伺いたい。山梨の産業の活性化のためには、創業や新事業の創出を支援することは、必須の条件であると考えている。今までいろいろな支援を行ってもらっているが、将来の山梨に適応できる事業とはどのようなものがあるのか。2, 3挙げてもらいたい。

答) 成長分野に重点をおいた産業を創出するというので、昨年3月に今後成長が見込まれる産業分野を明らかにするとともに、成長分野を目指そうとする中小企業の経営革新の基本的な考え方を明らかにした山梨県産業振興ビジョンを策定した。その中で、成長が期待される分野として観光や6次産業化、ソーシャルビジネス、クリーンエネルギー、スマートデバイス等の産業領域を示している。

問) いろいろな分野がもちろんあるが、将来的には分野を絞って、集中的に選択できる道を指導していくべきと考える。いろいろな分野があるから選べといっても、なかなか難しいところがある。企業の考え方も聞くことが必要であるが、山梨県としていくつかの分野に絞って行うべきと考えるがいかがか。

答) 先ほどの山梨県産業振興ビジョンでは、5分野11領域については、本県が持つすぐれた自然や文化、産業などを活用したインバウンド観光・ブランドツーリズム、さらに農業の6次産業化については、例えば、加工、販売、サービスなどを一体化した農業への取り組み、ソーシャルビジネスについては、子育て、介護などの福祉関係の支援など。本県の地域性を加味した中で成長されると見込まれる分野を示したものとなっている。

問) 最後にもう1点伺いたい。事業者は今後、どのような立場で新事業創出を考えていけば良いのか。事前に事業者の相談窓口をもっと広く聞き入れるような環境を作る必要があると思うが、その点いかがか。

答) 今言った成長分野も含め、さまざまな分野に進出しようとする方々はさまざまいるので、その窓口として産業振興ビジョン推進支援機関ネットワーク会議をこの度、起ち上げた。それについては、サポート連携拠点会議に入っている商工団体などさまざまな業界団体等が窓口となり、その窓口で受けたものをサポート連携拠点会議へ持ち込む体制となっている。

問) ものづくり産業の支援の中で、取引拡大商談会・工場見学会事業について、県外大手企業の工場見学による販路開拓・取引拡大を支援したとあるが、その詳細と大手企業とは具体的にどこの企業なのか。

答) 取引拡大商談会・工場見学会事業というのは、パッケージ型の1つの事業となっているが、この中には、商談会が3つと工場見学会がある。県内の大手企業の工場見学は、昨

年は、11月7日に成長分野関連企業として、テルモ（株）の甲府工場を見学している。30社が参加した。工場見学会は東京にある大手企業の見学だが、たまたま県内にある工場の見学を行った。一昨年は本社が横浜にある日本飛行機（株）の工場見学を行い、25社が参加した。工場見学会は、毎年1回、11月頃に行うが、取引拡大の商談会は3回開催している。1回は、県内外の大手発注企業、それから県内の下請け企業を仲介する取引拡大商談会というもの。もう1回は、県内発注企業と小規模の中小企業者との中小企業小規模企業相談会。取引拡大商談会は、発注企業が16社、中小企業が63社参加した。小規模企業相談会は、受注企業17社が参加した。

商談会の3回目は、受注側の県内企業の工場を発注側の企業に直接見てもらう技術力アピール商談会を行っている。発注企業13社と受注企業12社が参加して、商談を行っている。

問) 年に1度の工場見学会と、3度の取引拡大商談会を実施しているとのことだが、効果はどの程度あったのか。本当に販路の拡大に繋がったのか。その点を教えてもらいたい。

答) 大手だと結果を公表してくれないところもあるので、機構の方で把握している範囲で答えさせてもらおうと、テルモの甲府工場へは30社行ったが、結果がどのようなものかは調べられなかった。取引拡大商談会、テクノICTメッセの際行われたものでは、商談件数が290件で成立件数が11件196万1千円程度の商談となっている。

今年の3月4日に韮崎市において開催した技術力アピール商談会では、商談件数が50件、成立件数が1件、100万円という結果になっている。

問) 効果としては、金額的にそんなに多くないのかなと感じたが、ものづくりをして、販路の拡大があって、企業が成り立つと思うので、ぜひ、効果があるように、また、効果を見定めることによって、次の対策が打てると思うので、しっかりと効果を最後まで見届けてもらいたい。

次に、平成23年度出資法人経営評価結果概要の中に警戒指標項目に「借入金返済能力」とあるが、これについて平成23年度はどのような取り組みをしたのか伺う。

答) これは、県の企画課において評価しているため、私の方で答えさせていただく。借入金返済能力については、借入金を返済するのに必要な年数を評価基準としており、大まかに言うと、借入金を減価償却費や当期利益等で除した年数が指標となっている。やまなし産業支援機構の場合、借入金の7割を占める設備貸与事業のリース機器に関わる減価償却相当額が、平成19年にリース取引に関する会計基準が変わったことにより、会計支出上、減価償却費の部分が、会計上のリース減価の項目に計上することになってしまった。リース減価を減価償却に含めて計算した場合、実質的な借入金返済能力は問題がないため、総合評価の中では、取りあげられなかった。これは、会計処理上の問題であるため、今後、事務担当課と算定方法や評価の考え方について、協議を行っていきたい。

問) すいません。ちょっと理解ができないのだが、先ほど、棚本委員が話していた人事評価を取り入れたのとは関係がないということによろしいんですね。今までの借入金を計算する部分の問題との理解でよいのか。

答) 具体的な数字で示すと、設備貸与のところなので、資料の343頁を見ていただきたい。343頁は、正味財産増減計算書総括表になるが、右から3つ目が設備導入支援事業費、4つ目が県単独設備貸与事業費だが、これが左側の13行目にある(2)経常費用があり、その下、事業費用から2つ下のリース原価に544,932,280円と364,103,492円あわせて、約9億円ある。経営評価の算式によると、6つ下の減価償却費が0となっているが、ここの数字で借入金を除すということになっているので、計算上出てこなくなる。そのため、借入金返済能力の数字が警戒指標となっている。先ほど申し上げたとおり、担当課に結果の考え方について見直しを求めているところである。

問) すいません。私の理解不足で他の委員はわかっていると思うので、後で詳しく教えてください。

最後に、やまなし産業支援機構の企業に対する経営支援の実施状況はどうか。また、各事業等をとおし、支援している企業数と業種・事業所規模について、その支援した企業の割合は、県内企業の中でどの程度の割合なのか伺う。

答) 1つ目は、先ほどの資料の中で説明した総合相談窓口がある。平成23年度の実績では、2,740件の相談があった。その内訳は、製造業が8割強の2,251件。サービス業が154件、卸売業が86件、建設業が75件となっている。これらは、ほぼ中小企業からの相談と考えると良いと思われる。もう1点は、相談を受けたり支援を行った企業を登録し、登録企業へ足繁く情報を提供したり、企業からの悩み事を受け取ったりしている。その登録企業数が5,096件となっている。その内、1,887社が製造業となっており、事業所統計上の直近の県内製造業の事業所数が2,087社なので、直接、比べるわけにはいかないと思うが、製造業の90%近くの登録企業に情報交換を行っていることになる。

問) 2点伺う。先日の委員会で職員の方にも伺ったが、現場の声ということで伺う。平成24年度まで4年間、緊急雇用対策ということで国の経済対策を基金に積んで、有効活用している。やまなし産業支援機構が雇用したコーディネーターやアドバイザーを、ものすごくこの4年間活用されたと思っている。その旨を先日の委員会でも質問したが、御存じのとおり平成24年度で終わってしまう。来年度以降を大変、心配しているが、やまなし産業支援機構としての今までの評価、なくなってしまうことに対する、率直な感想等伺いたい。

答) 確かに緊急雇用事業を活用して、支援機構では、例えば関東圏や中京圏、関西圏など

に取引き拡大コーディネーターを派遣し、取引きを斡旋することや、成長分野チャレンジナビゲーターということで、各企業に訪問して成長分野の相談を受けることなどをして、成果を上げている。来年度以降、どうなるかということについて、現場の立場からは申し上げられないが、良いネットワークを作らせてもらったので、これからも活用しながら、なんらかの形で良い方向に持っていきたいと考えている。

問) 隣りに委託者がいるので、思っていることを言えないこともあるかもしれないが、少なくとも今年、産業支援機構の皆さんに知っておいてもらいたいことは、4年間行ってきたことの成果をしっかりとまとめておいて欲しい。来年度以降のことは、基本的には国の経済対策等が出てこない、県単独で行うには、なかなか厳しいものがあると思う。しかしながら、しっかりとした成果があるならば、一般財源で当初予算を組んでやることも、今後の議論になると思っているので、ぜひ、今年はそういう年にしてもらいたい。私は、大いに成果があったと思っている、ぜひ、現場の声としてまとめあげることをお願いしたい。

もう1点、アイメッセの活用についてであるが、この施設も作られて大分経過し、作った当時の経済状況とまったく変わっていると思う。現状として、この施設が十分なのか。あるいは、こういう時代変化の中で、少しずつ環境変化が起きているのか。率直な話を伺いたい。

答) アイメッセは平成7年にでき、17年が経過している。直近のアイメッセの利用率は、東日本大震災があったこともあり、平成22年度から平成23年度にかけて、若干落ちた。しかし、県内製造業にとっては、販路の開拓は非常に大きな部分であるため、アイメッセを活用したいろいろな製品の展示、自動車や工作機械等の展示会も盛んに行われている。アイメッセとしては、利用いただき、県内企業の産業振興に繋がればと、引き続き、頑張っていきたい。

問) ぜひ、頑張ってもらいたい。県外からイベントなどに来られる利用者の方の声として、例えば、アイメッセの場所は利用しづらいとか、生の声があったら伺いたい。

答) 公共交通機関の便が悪いということがあり、県内の方は車でこられる方が多いため、それ程、不便は感じないと思うが、東京の方や関東圏の方については、若干、公共交通機関の部分での不便性を訴えられる部分がある。将来的な話になるが、リニア新幹線の駅という話もあるため、そういう部分で解消されると思われる。

問) やまなし産業支援機構の皆さんが産業振興ビジョンの一番の担い手となると思うが、実際に県民あるいは経営者の企業人等が、県あるいは機構、議員がこのような使命を持っているということを、現時点でどの程度、認識していると捉えているのか、率直な意見を聞かせて欲しい。

答) 産業振興ビジョンについては、いろいろなところで、ビジョンの基本的な考え方やどうすべきかというような内容で話をしてほしいとのことで、月2回くらいいろいろな場所に行き、話をしている。皆さん、大変、熱心に聞いてくれているので、驚いているくらいでもある。やまなし産業支援機構では、今、産業振興ビジョンの11の領域の内、新エネルギー、医療関連、スマートデバイスという3つの研究会を持ち、20から30人くらいの若手の経営者と議論をしている。その中でも、いろいろな要望が出てきているので、芽があると感じ、また、進んでいくのではないかと考えている。

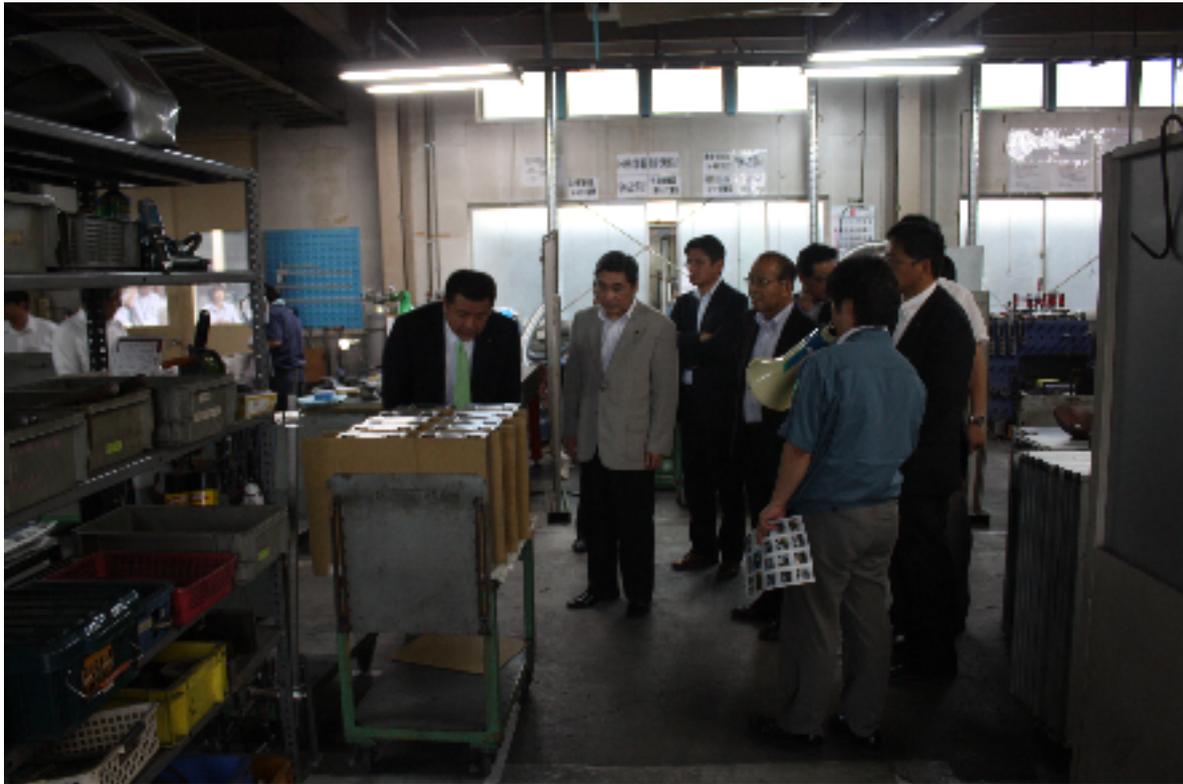
問) きょう、総合案内2012を初めて見たが、1 山梨県産業の「強み」のさらなる強化が16頁中の13頁。産業振興ビジョン系が2頁。しかし、2頁記載したことで進んでいるのか、あるいは産業振興ビジョンが作られて1年5カ月が経過しているが、まだまだ、抽象論で具体化していないのかよくわからなかったので質問したが、今年度の最初の議会でも知事は、真っ先に産業振興、新産業の創出を述べているので、例えば、この中にも産業振興ビジョンを浸透させ、県民のものにさせるための事業を前段に記載すべきと思った。成長分野に重点を置いた産業創出ということだが、新産業創出は、本当に大変なことだと思うが、14頁の1部に産業振興ビジョンを焼き移しただけだと思うので、例えば、産業振興ビジョンの中でも具体的なものは、全国の成功例や上手く進んでいるところ、成長が見込まれるものが具体的に書かれている。山梨でも1年以上経過して、芽が出ている分野や成功に向けて取り組んでいるところもあるので、そういった具体例を今は無理でも、なるべく早く記載し、可能性が膨らむ取り組みや周知をしてもらいたいと願うが、その点はどうか。

答) 成長分野研究会やテクノICTメッセ等の中でも、成長分野に関する商談や展示等を行う草の根的なレベルから、また、産学官のレベルも含め、現実として感じられるように取り組んでいきたい。

問) 観光から農業等いろいろと求めている部分が広いため、ワンストップではなかなか済まないこともあろうかと思うが、しかし、ワンストップで行えるような展開が期待されると思う。今後、このようにしていきたいとの思いがあれば伺いたい。

答) 先ほど、産業振興ビジョン推進支援機関ネットワーク会議を作ったとお話したが、既存の商工会や中央会、金融機関などあらゆる場所を入口として、しかも、5分野11領域については9の部局が関係するが、産業労働部が一義的に、やまなし産業支援機構に来てもらえば、農業や福祉保健の介護関係でも入口としては引き受けていこうという構想で作らせてもらった。われわれの意気込みとしては、そういうことで産業振興ビジョンの推進に取り組んでいるため、ぜひ、よろしく御支援を賜りたい。

※説明・質疑の後、施設内の視察を行った。



以上